

川崎市食品衛生監視指導計画に基づく 令和7年度夏期食品一斉監視実施結果について

夏期は高温多湿で細菌等が増殖しやすいため、食中毒等の事故が発生するおそれが高くなります。市では例年、「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、7月から8月までの2か月間を「夏期食品一斉監視期間」と定め、食品等取扱施設への立入検査及び食品等の収去（抜取）検査の強化を図っています。

1 実施期間

令和7年7月1日（火）から8月31日（日）まで

2 実施機関

区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課、中央卸売市場食品衛生検査所、健康福祉局健康安全研究所、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課

3 施設の監視指導

食品製造施設、飲食店、食肉処理施設、食肉販売施設、魚介類販売施設、大規模小売店舗、卸売市場内施設等に立ち入り、食品の衛生的な取扱状況、温度管理の状況等を監視指導しました。

（1）ア 施設等に関する監視指導施設数 延べ 8,584施設

イ 表示に関する監視指導施設数 延べ 6,433施設

（2）ア 施設等に関する改善指導等の措置数 延べ 369回

イ 表示に関する改善指導等の措置数 延べ 49回

4 食品等の監視指導

市内で製造、流通、販売等される食品（そうざい及びその半製品、魚介類及びその加工品、弁当、漬物、菓子類等）について、重点的に官能検査や収去（抜取）検査を実施しました。

（１）食品等の官能検査数 15, 329件（うち、表示の官能検査数 13, 829件）

官能検査に基づく表示違反が 84件ありました。これらの食品を販売する施設等に対し、適正に表示をするよう指導しました。

（２）食品等の収去（抜取）検査検体数 268検体（うち、輸入品 15検体）

試験に基づく違反の発見はありませんでした。

川崎市 健康福祉局保健医療政策部
生活衛生課

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 4 4 5

FAX 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 7